

高齢者肺炎球菌ワクチンについて

令和8年4月1日から、23価肺炎球菌ワクチン(商品名ニューモバックス)が20価肺炎球菌ワクチン(商品名プレベナー20)に変更となりました。これに伴い、接種費用も変更となります。

肺炎球菌感染症とは、肺炎球菌という細菌によって引き起こされる病気です。この菌は、主に気道の分泌物に含まれ、咳やくしゃみなどを通じて飛沫感染します。日本人の約5~10%の高齢者では鼻や喉の奥に菌が常在しているとされます。これらの菌が増殖し、下気道や血流中へ侵入することで、気管支炎、肺炎、肺血症などの重い合併症を起こすことがあります。肺炎球菌ワクチンは肺炎のすべてを予防するワクチンではありませんが、接種することによって肺炎球菌による肺炎などの感染症を予防し、重症化を防ぎます。

対象者(生涯1回のみ定期接種費用を助成):

①満65歳のかた(66歳の誕生日の前日まで)

②接種日に60~64歳のかたで心臓、腎臓、呼吸器、免疫機能に障害があり、身の回りの生活が極度に制限されるかた。ヒト免疫不全ウイルス(HIV)により免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能なかた。

※ただし、過去に肺炎球菌予防接種を受けたことがないかたが対象です。

自己負担金:

5,000円(生活保護世帯のかたは無料)

接種方法:

(町内医療機関で接種を希望されるかた)

①ご自身が対象者であるかを確認し、事前に希望の医療機関に予約をしてください。

※対象①のかたには、65歳になった日の翌月に案内ハガキを郵送でお送りします。

(ハガキを紛失されたかたは、再発行しますので、健康推進課⑤番窓口 to 本人確認書類を持参し申請してください。)

②受診時、上牧町が郵送した案内ハガキ及び被保険者であることが確認できる書類を必ず持参して接種を受けてください。

(町外医療機関で接種を希望されるかた)

①健康推進課⑤番窓口 to 上牧町が郵送した案内ハガキ及び本人確認書類を持参し、申請してください。予診票などの必要書類をお渡します。

②事前に希望の医療機関へ予約をして、必要書類及び被保険者であることが確認できる書類を持参して接種を受けてください。

※生活保護のかたは、書類発行に時間を要することがあります。予め余裕を持って申請してください。